

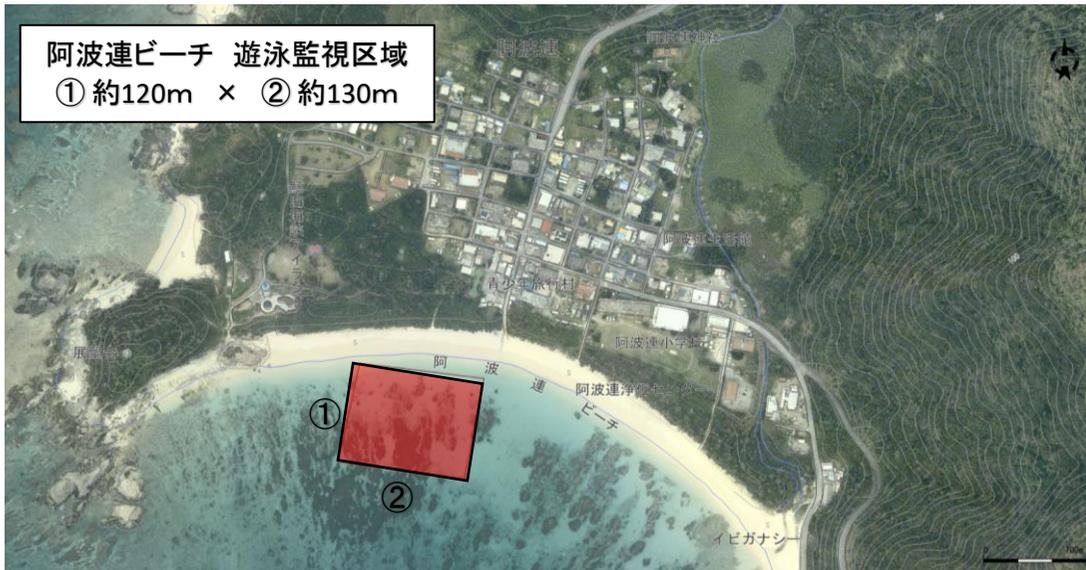
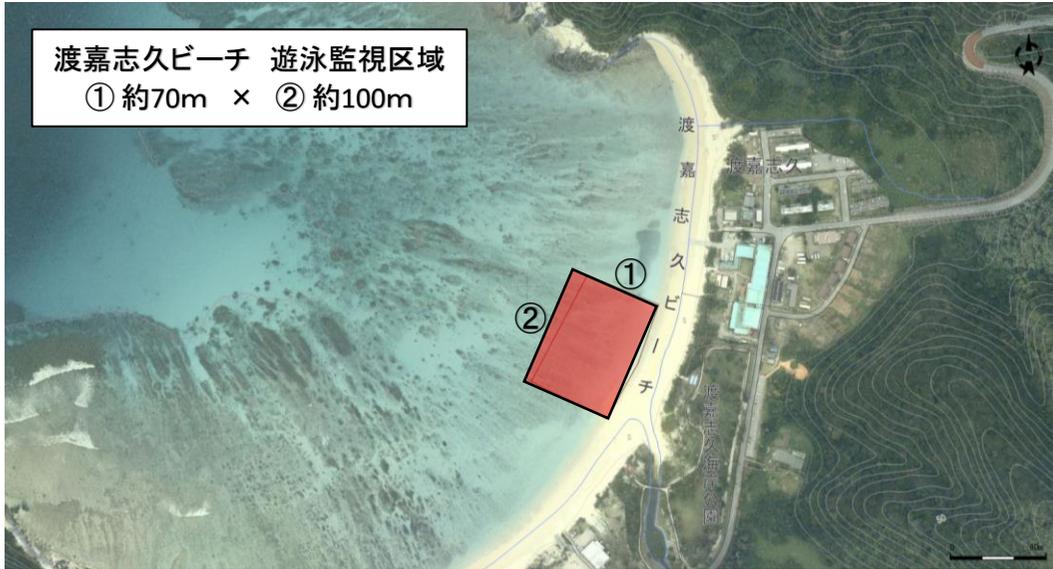
渡嘉敷村海域安全確保 委託業務仕様書

業務にあたっては、注意事項等を遵守し、ビーチ利用者の安全を確保するとともに、事故が発生しないように配慮すること

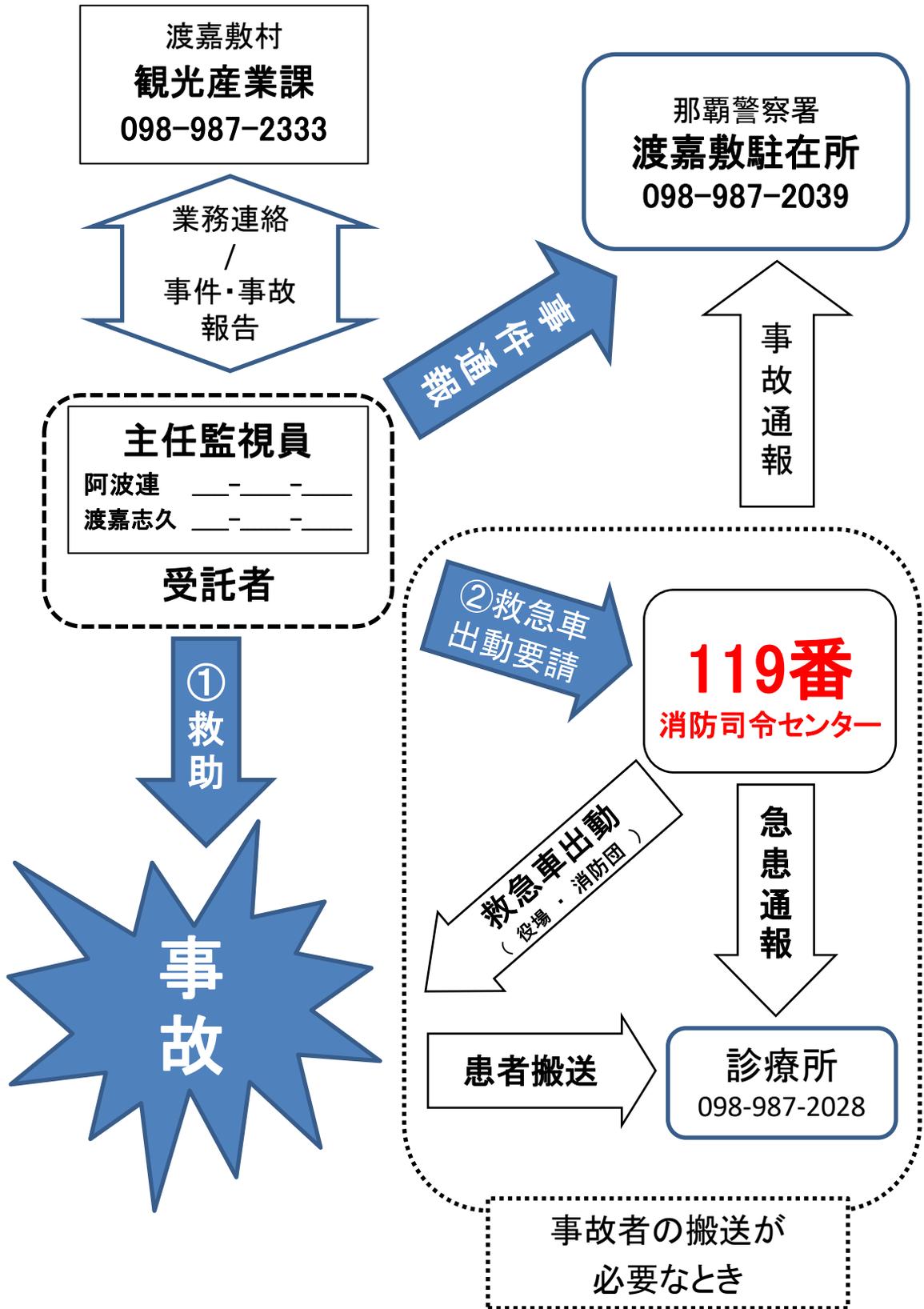
1. 区域・・・別紙①「ビーチ遊泳監視区域」のとおりとする。
2. 業務体制・・・指定する資格のある監視員を、各ビーチ常時1名以上配置し監視業務に当たらせることとする。別紙②「ビーチ監視体制」に従う。
3. 業務内容・・・別紙③「基本業務内容」に沿って行う。
4. 業務の手順・・・別紙④「業務の流れ」を基本とする。
5. 事故発生時の対応
 - (1) 直ちに救助にあたるとともに別紙②「ビーチ監視体制」に従い対応すること
 - (2) 事故者を救助後、状況に応じた救急処置を医師又は急患搬送隊に引き渡すまで続けること
 - (2) 事故処理後、別紙⑤「事故報告書」を作成し、提出すること
6. 監視員の心得
 - (1) 監視等業務の実施にあたっては、人命尊重を第一とすること
 - (2) 利用者に対して、誠実、親切、ていねいに対応すること
 - (3) 自己の体調を整え、随時海域内に入ることが可能な状態にしておくこと
 - (4) 救急用資機材(AED、食酢、救急箱、担架、拡声器など)を常備し、救急活動が速やかに行えるようにすること
 - (5) 海域及び海岸利用者に迷惑な行為及び、危険が及ぶ行為については注意し、警察への通報など適切に対応すること
 - (6) 動力船の航行区域と遊泳区域との境界については特に注意を払い監視すること

以上

別紙① ビーチ遊泳監視区域



ビーチ監視体制



基本業務内容

以下は、基本業務であり、状況に応じて臨機応変に対応すること

1. 基本的事項

- (1) 監視員を、各ビーチ常時1名以上配置し、迅速・瞬時に救命救助できる体制を確保すること
- (2) 監視員は、自己の体調管理を万全にし、適した服装で業務にあたり、AEDの使用方法を熟知するとともに、ホイッスル等を携行すること
- (3) 業務にあたっては、利用者に対して、誠実、親切、ていねいに対応すること
- (4) 救助機材、救急用具(AED、食酢、救急箱、担架、拡声器等)を常備し、救急活動が速やかに行えるようにすること
- (5) 遊泳区域を示す標識ブイ等の保全・管理(設置及び回収)に留意すること
- (6) 海域及び海岸利用者に迷惑な行為及び、危険が及ぶ行為については注意を呼びかけ場合によっては、警察への通報など適切に対応すること
- (7) 海域及び海岸利用者が事故にあわないよう、全体に注意を向けること
- (8) 「監視業務日誌」に、必要事項(来場者数・気象情報等)を記録・報告すること
- (9) 業務期間中は、当日の天候、水温、波の状況等から遊泳状況を決定し、午前8時までに渡嘉敷村(那覇連絡事務所)へ報告すること。その後、遊泳状況等に変化が生じた場合は速やかにその旨の報告を行うこと
- (10) 業務開始時及び終了時には、海域、海岸、標識、設備、備品等を点検し、不備があるときは適宜対応すること
- (11) クラゲ等危険生物による刺傷があった場合、遊泳者に注意を呼びかけるとともに、現場海域を調査し、危険生物を除去するなど適宜対応する。

2. 事故防止のための業務

- (1) 次のようなことが予見された場合は、速やかに事故防止の具体的措置をとること
 - ・ 落雷、津波、大雨、強風、海水汚染、有害生物など危険な事象が発生したとき又は、発生が予想される場合は、迅速かつ安全に海水浴客を誘導すること。自身の安全が確保できない場合は、安全な場所へ速やかに避難すること。
 - ・ 波浪が高いときは、できるだけ入水を控えるよう呼びかけ、入水する場合は浮力体を身につけるよう呼びかけること

- ・入水者に対して、遊泳が可能かどうかについて自ら健康管理を行うこと、幼児等の健康管理については保護者が充分行うよう注意を呼びかけること
- ・ライフジャケットなどの浮力を確保するよう呼びかけること
- ・飲酒した人は、入水を控えるよう呼びかける。
- ・遊泳監視区域内で遊泳するよう呼びかけること（特に航路での遊泳は注意する）
- ・離岸流や風で、遊泳者が沖へ流されないよう呼びかける。
- ・船舶、水上バイク等の航行が、遊泳者に危険を及ぼさないよう配慮を求めること
- ・幼児の遊泳には、保護者がつくよう呼びかけること
- ・海岸で、鋸、水中銃等の携帯や使用をしないよう呼びかける。
- ・海岸への車、オートバイ等車輛の乗り入れないよう注意する。
- ・混雑時に、他の利用者に迷惑あるいは危険を及ぼす行為、海岸や水域の環境に悪影響を与える行為をしないよう呼びかけること
 - 例) 遊泳者の近くで釣りやキャッチボール等しないこと
 - 日焼け用オイル・日焼け用ローション等は拭き取ってから入水すること
 - ゴミなどは持ち帰ること サンゴを踏み荒らさないこと
- ・犬などは、リード（手綱）を使用するよう呼びかけ、リードに関わらず遊泳監視区域内の犬の入水をしないよう注意する。
- ・海岸での直火の使用をしないよう呼びかける。
- ・遊泳監視区域を示すブイの移動・破壊につながる行為をさせないこと

3. 海岸放送業務

- (1) 事故防止のため、別紙「遊泳監視業務放送マニュアル」に従い放送を適時実施すること

4. 救助活動

- (1) 事故が発生した場合、直ちに救助にあたること
 - ※緊急時でも安全を確認し、二次災害につながらないように注意する。
- (2) 事故者の状況に応じた救急処置を、医師又は救急車に引き渡すまで続けること
 - ※ハブクラゲの触手には「酢」が有効
 - ※カツオノエボシの触手は海水で流す（酢は絶対に使わない）
- (3) 急患搬送については、別紙②「ビーチ監視体制」に基づき対応すること

5. 業務報告

- (1) 海水浴客および海岸関係者からの意見、苦情、報告などを受けた際は些細なことでも対応し、監視業務日誌に記録すること

6. 資機材保守、清掃業務

- (1) 監視用資機材、救助用資機材、備品等は丁寧に扱い、毎日清掃・手入れをおこなうこと
- (2) 漂着ゴミなどが発生した場合は、収集し処理する。大きな漂着ゴミなどは集積し、役場へ回収依頼すること

以上

業務の流れ

●遊泳状況の決定 08:00までに天候、水温、波の状況から遊泳状況を決定し報告

●始業前準備 08:30までに業務服に着替えを済ませて、遊泳監視業務の準備

1. 服 装：水着、パトキャップ等適した服装
機材準備：レスキューボード、レスキューチューブ
拡声器等、ホイッスル、双眼鏡ほか必要な機材の準備
医薬品等：救急箱、食酢、担架の準備
その他：遊泳監視業務日誌（筆記用具）
2. 遊泳区域標識ブイ等の点検準備、ビーチの掃除
3. 監視業務始業前に、準備運動を含めたトレーニングをすること
海の状況の確認（入水し、水底の様子の確認、水温、気温の測定）
4. 開始前ミーティング、注意事項の伝達
5. 役場への報告（現場で判断できない異常事項等の報告）

●業務開始 09:00 遊泳監視業務開始の放送

1. ビーチの観察（危険物、遊泳客の概況確認／放置ゴミなどの確認）
2. 事故の未然防止のための監視活動の徹底、危険につながる状況の注意
3. 熱中症や過度の日焼けなど、安全への注意を促すため随時放送
4. 海浜状況の定時記入（下書き用ノートへ記載すること）
9:00、12:00、15:00、18:00
5. 昼食やトイレなどで、監視員不在の状況にしない。
6. 基本業務内容を基本とする。
※業務終了前10分前のお知らせ放送

●業務終了 18:00 遊泳監視業務終了放送

1. 最終パトロールによる安全確認
2. ビーチクリーン
 - ・ 器材片付け、監視所の掃除
 - ・ 終了後ミーティングと、注意事項、翌日の連絡事項等
 - ・ 業務報告書の清書
 - ・ 状況をみながらトレーニング

別紙⑤

事故報告書

年 月 日

所 属 : _____

報 告 者 : _____ 印

下記のとおり報告します。

日時	年 月 日 時 分ごろ
場所	渡嘉敷村 阿波連ビーチ 渡嘉志久ビーチ
氏名	性別 男 ・ 女 年齢 歳
発生状況等	

※参考となる資料（写真・位置図等）添付